

2011年6月9日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略
並びにコンピュータ処理について（答申）

2011年5月30日付けで諮問（第478号）された固定資産の評価及び価格
の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴
う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下
「条例」という。）条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させ
る必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を
省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認め
られる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用
させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由
並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問理由

都市計画は、都市づくりを計画的に誘導し、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保するために、土地の合理的な利用や都市の根幹となる施設、秩序ある市街地づくりを総合的に計画し効果的に実現するための制度で、都市計画基

礎調査（以下「本調査」という。）の結果に基づき定めるものとされている。

本調査は、都市計画法第6条の規定に基づきおおむね5年ごとに実施され、都市の動態を把握すると共に、都市計画の立案や進行管理のために役立てる、都道府県単位で行う唯一の調査である。

調査結果は、広域（首都圏）的視点からの人口収容計画及びそれに伴う土地利用計画、交通計画等に活用されているほか、各都市における地区単位での動態も捉えられていることから、近年の都市計画分野での地方分権の進展に伴っての地区単位、街区単位での都市計画立案のための調査としても活用領域は広がってきており、本調査における市町村の役割も相対的に拡大している。

今年の本調査の実施年に該当し、都市計画課が、神奈川県から調査協力を求められている。本調査にあたっては、市内全域の土地及び建物の利用現況についての情報が必要となるが、膨大な件数の情報を市内全域から個別に収集し、集計、分析することは、限られた時間、費用、人員の中では事実上不可能である。

以上のことから、本調査業務の執行にあたっては、都市計画課に対し、資産税課が保有する土地・家屋の課税台帳及び補充課税台帳の情報（以下「個人情報」という。）を利用させることが必要かつ合理的であると考えられることから、本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 目的外に利用させる課

都市計画課

イ 目的外利用させる個人情報の範囲

土地・家屋課税台帳及び補充課税台帳の記載事項のうち、表一1に掲げるもの。

表一1 目的外利用させる個人情報

・土地課税台帳 ・土地補充課税台帳	・所在地番（土地） ・現況地目（土地） ・現況地積（土地）
・家屋課税台帳 ・家屋補充課税台帳	・所在地番（家屋） ・現況用途（家屋） ・現況構造（家屋） ・地上階層数（家屋） ・地下階層数（家屋） ・1階床面積（家屋）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階以外床面積（家屋） ・ 延床面積（家屋） ・ 課税非課税区分（家屋） ・ 市街化区域区分（家屋） ・ 棟番号（家屋） ・ 家屋番号（家屋） ・ 建築年月（家屋） ・ 区分所有家屋情報（家屋）
--	--

ウ 目的外利用させる必要性について

本調査で必要とする個人情報とは、市内全域の土地と家屋を対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、莫大な時間、労力、費用を要する。また、神奈川県への提出期限（2011年11月末）がある中で、情報の収集に手間取ってしまうと、集計分析作業まで行う本調査の執行に著しい支障がある。

さらに、後述のとおり、本調査はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用させることが合理的である。

以上のことから、迅速かつ合理的に本調査を進めるためには、資産税課の個人情報を目的外利用させる必要があると考える。

(3) 引き渡し方法について

電子媒体：容量に応じ「CD-ROM」又は「MO」とする。

(4) 目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

利用させる個人情報は、あくまで本調査にかかる統計的処理のために用いるもので、本人の不利益とはならないことや、市内全域を対象とする個人情報は、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前の本人通知は省略するが、市民へは、都市計画課において、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(5) 情報のコンピュータ処理の必要性と安全対策について

本調査のために利用させる個人情報は、土地課税台帳等約20万件と家屋課税台帳等約12万件から抽出するが、抽出件数及び情報量が非常に多いので、コンピュータ処理が必要となる。

この処理は、IT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを加工するもので、安全対策が施されているコンピュータ室において藤沢市コンピュータシステム管理運営規定に基づき処理されるものであり、安全対策が十分に図られているものである。

また、コンピュータ処理後に引き渡した電子媒体については、次のとおり個人情報管理に努めさせる。

ア その職務に当たる必要最小限の職員のみが利用すること

イ 本調査の目的以外には利用しないこと

ウ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

エ 不要となったときは、速やかに破棄すること

(6) 実施時期

2011年6月10日以降

(7) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

ア 本調査で必要とする個人情報は、市内全域の土地と家屋を対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、莫大な時間、労力、費用を要する。

イ 神奈川県への提出期限（今年度は、平成23年11月末）がある中で、情報の収集に手間取ってしまうと、集計分析作業まで行う本調査の執行に著しい支障がある。

ウ 本調査はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子データで保有している資産税課の情報を利用させることが合理的である。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外に利用させる個人情報は、土地課税台帳等約20万件と家屋課税台帳等約12万件が対象となるため、通知すべき相手が多数で、目的外のために利用する管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、市民へは、都市計画課において、広報ふじさわを通じて周知を図ることである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

本調査のために利用させる個人情報、土地課税台帳等約20万件と家屋課税台帳等約12万件から抽出するが、抽出件数及び情報量が非常に多いので、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、この処理は、IT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを加工するもので、安全対策が施されているコンピュータ室において藤沢市コンピュータシステム管理運営規定に基づき処理されるものであり、安全対策が十分に図られるとのことである。

また、実施機関では、コンピュータ処理後に引き渡した電子媒体について、次のとおり個人情報の管理に努めさせるとのことである。

- (ア) その職務に当たる必要最小限の職員のみが利用すること
- (イ) 本調査の目的以外には利用しないこと
- (ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること
- (エ) 不要となったときは、速やかに破棄すること

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上